

# 五所川原地区の水道料金が改定されます

## 五所川原地区と金木地区の料金統一へ向けての改定です

平成27年4月1日から、五所川原地区の水道基本料金（口径25mm以上）が改定されますので、その概要についてお知らせします。

今回の改定は、五所川原地区と金木地区の料金統一へ向けての改定となります。料金改定のポイントと改定後の水道料金は以下のとおりです。

### 今回の料金改定のポイント

- ①五所川原地区の口径25mm以上の基本料金が引き下げとなります。
- ②五所川原地区の浴場用及び公設プール用の従量料金が引き下げとなります。
- ③金木地区の基本料金の全納制度が廃止されます。

### \* 料金改定後の水道料金について

改定後の水道料金は口座振替をご利用のお客様につきましては、平成27年6月振替分（平成27年5月分）から適用となります。納入通知書でお支払いのお客様につきましては、平成27年6月30日納期限分（平成27年5月分）から適用となります。

なお、平成27年4月分の水道料金につきましては、平成27年4月1日以降のご請求になりますが、改定前の料金が適用となります。

ただし、4月1日以降に開栓したお客様につきましては、改定後の料金が適用となります。

現行の料金と改定後の料金の比較については、下記のとおりとなります。

金木地区の水道料金は、これまでどおりで変更ありません。

## ○水道料金表（五所川原地区）

### 現行の五所川原地区水道料金表（平成27年3月31日まで適用） 【1箇月 税抜き】

用途	メーター口径	基本料金 (1箇月につき)	従量料金（1m <sup>3</sup> につき）				
			～10m <sup>3</sup>	11～20m <sup>3</sup>	21～30m <sup>3</sup>	31～4,500m <sup>3</sup>	4,501m <sup>3</sup> ～
一般用	13mm	1,019円	106円	174円	222円	300円	
	20mm	2,038円	116円	213円	310円	378円	
	25mm	4,271円					
	30mm	6,795円	465円		581円		
	40mm	11,359円					
	50mm	34,465円					
	75mm	69,417円					
	100mm	117,475円					
150mm以上	213,591円						
浴場用	一般用と同じ		213円				
公設プール用			213円				
工業用			一般用の例による				329円



太字が変更となる箇所

### 改定後の五所川原地区水道料金表（平成27年4月1日から適用） 【1箇月 税抜き】

用途	メーター口径	基本料金 (1箇月につき)	従量料金（1m <sup>3</sup> につき）				
			～10m <sup>3</sup>	11～20m <sup>3</sup>	21～30m <sup>3</sup>	31～4,500m <sup>3</sup>	4,501m <sup>3</sup> ～
一般用	13mm	1,019円	106円	174円	222円	300円	
	20mm	2,038円	116円	213円	310円	378円	
	<b>25mm</b>	<b>2,733円</b>					
	<b>30mm</b>	<b>3,873円</b>	465円		581円		
	<b>40mm</b>	<b>7,383円</b>					
	<b>50mm</b>	<b>15,509円</b>					
	<b>75mm</b>	<b>38,175円</b>					
	<b>100mm</b>	<b>64,611円</b>					
<b>150mm以上</b>	<b>117,475円</b>						
浴場用	一般用と同じ		<b>145円</b>				
公設プール用			<b>145円</b>				
工業用			一般用の例による				329円

**※金木地区の水道料金は、変更ありません。**

◇料金改定について、ご不明な点などございましたら、五所川原市上下水道部  
総務課へお問い合わせください。 電話 0173-34-9111